


所管部課	都市建設部土木課		部長	鈴木 菜穂美		
件名	市道路線の一部廃止について（市道第1568号線）					
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>市道の隣接土地所有者から行き止まり道路の先端の一部について、「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、一般交通の用に供してなく、市道としての存置の必要が無いと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線の一部廃止を行うため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>						
(1) 路線概要						
路線名		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	一部廃止区間
市道 第1568号線	旧	東大和市芋窪 5丁目1158番1先	東大和市芋窪 5丁目1160番1先	1.82	33.20	延長 11.06m 面積 20.26㎡
	新	東大和市芋窪 5丁目1158番1先	東大和市芋窪 5丁目1160番1先	1.82	22.14	
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。</p>						
(2) 影響と効果						
<p>一部廃止することにより、維持管理する区間が減少するとともに、売り払いにより市の収入増となる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>令和元年9月19日 市道第1568号線の一部の対し、市道の廃止及び廃道敷の払い下げ申請書が提出される。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>令和元年第4回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。